

議案第 11 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 28 日 提 出
木曾広域連合長 原 久 仁 男

令和 6 年 月 日 決
木曾広域連合議会議長

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年木曾広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>（災害派遣手当）</u> <u>第10条の2 災害派遣手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条に規定する緊急消防援助隊又は、消防相互応援協定に基づき応援出動した職員が、災害発生市町村等の現地に滞在して消防業務に従事した職員に支給する。</u> <u>2 前項の額は、滞在1日につき6,620円を超えない範囲内とする。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。